

平成20年度国家公安委員会・警察庁交通安全業務計画について

1 交通安全業務計画の作成

(1) 作成の根拠

交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第24条の規定により、指定行政機関(国家公安委員会、警察庁ほか14機関)の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、
交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項
について定めるもの。

(2) 報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

各都道府県は、都道府県交通安全対策会議において、交通安全業務計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)を基準として都道府県交通安全実施計画を作成することとなる。

2 平成19年度業務計画からの変更点

第2章 - 第1 - 1 平成20年度の交通安全施設等整備事業

新たな社会資本整備重点計画に定められる成果目標の達成に向け、通学路対策や円滑化対策事業を推進することを盛り込むこととした。【2頁】

第2章 - 第2 - 2 (3) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

自転車の歩道通行要件の見直し等を内容とする改正道路交通法を円滑に施行するため、自転車の安全利用を促進するための施策について詳細に記述することとした。【12頁】

第2章 - 第3 - 3 (3) 改正法の施行に伴う聴覚障害者に対する安全教育等の推進

改正道路交通法の施行に向け、聴覚障害者標識に関する広報啓発や聴覚障害者に対する安全教育を行うことなどを盛り込むこととした。【20頁】

その他改正道路交通法の施行や情勢の変化等に対応するため、すべての座席におけるシートベルト着用の徹底に関する記述を盛り込むほか、自動車運転代行業の健全化に向けた取組みや交通事故事件捜査の推進に関する記述を充実させるなど、所要の修正を行った。【13頁、15頁、23頁他】